国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和７年９月１８日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～建設業法違反行為～

北海道開発局は、岡本建設株式会社が建設業法の規定に違反し、北海道知事から監督処分を受けたことから、指名停止１か月の措置を行いました。
（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第２第１３号に該当）

岡本建設株式会社は、北海道発注の工事において元請負人でしたが、１次下請負人がその請負った建設工事を個人事業主に請負わせたにもかかわらず、１次下請負人の作業員として施工体制台帳に記載されていたことに気づかないまま、施工体制台帳等を発注者に提出しました。

このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和７年８月２９日、北海道知事から監督処分（指示処分）を受けたことから、指名停止措置を行うものです。

記

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住　　所
岡本建設株式会社	北見市無加川町４０４－７

２．指名停止措置期間：令和７年９月１８日～令和７年１０月１７日（１か月）

３．指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

４．参考

〇指名停止措置要領別表第２第１３号

措　置　要　件	期　　間
（建設業法違反行為） １３　当局が所管する区域内において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１ヵ月以上９ヵ月以内

【問合せ先】　国土交通省　北海道開発局　　電話（代表）011-709-2311
事業振興部　工事管理課　工事契約管理官　中本　敦浩（内線 5490）
事業振興部　工事管理課　課　長　補　佐　鈴木　千成（内線 5482）
事業振興部　工事管理課　上 席 専 門 官　水野　史朗（内線 5499）
北海道開発局ホームページ　https://www.hkd.mlit.go.jp/